



富山市上下水道局告示第235号

富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について

富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和7年9月17日から2週間、富山市上下水道局下水道課において縦覧に供する。

令和7年9月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士



- 1 富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日
令和7年10月1日
- 2 下水を排除する区域及び終末処理場による下水を処理する区域
牛島町、大泉、堀川小泉町、堀川町、下新町、中島一丁目、中島四丁目、松若町、東岩瀬村、千原崎一丁目、蓮町五丁目、浜黒崎、日方江、犬島新町一丁目、城川原一丁目、豊城新町、豊田本町三丁目、豊田町一丁目、上飯野、千成町、中富居新町、経堂二丁目、経堂三丁目、新庄町二丁目、大江干、大島二丁目、日俣、開、藤木、本郷町、山室、中川原、町村、太田、太田南町、赤田、掛尾町、上袋、黒崎、布市、秋ヶ島、上八日町、西荒屋、萩原、安養寺、下熊野、上飯野新町三丁目、金泉寺、新庄北町、新庄銀座二丁目、手屋三丁目、高内、上大久保、下大久保、文珠寺、下番、東黒牧の一部
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 富山公共下水道の供用を開始する排水施設の位置
別紙のとおり
- 4 富山公共下水道の供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
 - (1) 富山市浜黒崎地内 浜黒崎浄化センター
 - (2) 富山市新村地内 大沢野浄化センター
 - (3) 富山市東福沢地内 大山下水処理場

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）



富山市上下水道局告示第236号

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域について

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の対象区域を定めたので、富山市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年富山市条例第299号）第6条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和7年9月17日から2週間、富山市上下水道局下水道課において縦覧に供する。

令和7年9月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士



- 1 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する年月日
令和7年12月1日
- 2 富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域
牛島町、大泉、堀川小泉町、堀川町、下新町、中島一丁目、中島四丁目、松若町、東岩瀬村、千原崎一丁目、蓮町五丁目、浜黒崎、日方江、犬島新町一丁目、城川原一丁目、豊城新町、豊田本町三丁目、豊田町一丁目、上飯野、千成町、中富居新町、経堂二丁目、経堂三丁目、新庄町二丁目、大江干、大島二丁目、日俣、開、藤木、本郷町、山室、中川原、町村、太田、太田南町、赤田、掛尾町、上袋、黒崎、布市、秋ヶ島、上八日町、西荒屋、萩原、安養寺、下熊野、上飯野新町三丁目、金泉寺、新庄北町、新庄銀座二丁目、手屋三丁目、高内、上大久保、下大久保、文珠寺、下番、東黒牧の一部
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する排水施設の位置
別紙のとおり

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）